

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和5年9月21日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第24号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請）</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）</u>を利用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）<u>にて必要な操作を行うことにより</u>、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請）</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して</u>、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）<u>に暗証番号を入力することにより</u>、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。